

## 建築基準法第51条のただし書きの規定による許可申請の付議

施設名	位置	面積	備考
株式会社 雄開発	うるま市勝連平敷屋2653-1の一部	446.79 m <sup>2</sup>	処理能力 廃プラスチック類 : 8.15 t / 日 (8時間) 木くず : 7.51 t / 日 (8時間)

「位置は計画図表示のとおり」

申請者： 株式会社 雄開発 代表取締役 恩納 武雄  
沖縄市海邦町3番地32

### 建築物及びその敷地に関する事項

地名地番： うるま市勝連平敷屋2653-1の一部

敷地面積： 446.79 m<sup>2</sup>

主要用途： 産業廃棄物処理施設

理由： 建築基準法第51条では、都市計画区域内においては卸売市場やごみ焼却場等、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物で都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、ただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば設置することができるようになっています。

申請の敷地は、うるま市特定用途制限内における建築物等の制限に関する条例の集落環境保全地区に指定されており、原則産業廃棄物処理施設は建築できませんが、建築基準法第51条の許可を受けることで建築が可能となります。

当該施設は、産業廃棄物の減容化、再資源化、最終処分場前処理等を効果的にするもので、産業廃棄物のリサイクル推進の観点から循環型社会に寄与する施設であるため、許可に向けて都市計画審議会に付議いたします。

許可事項： 建築基準法第51条ただし書き規定の許可  
申請者： 株式会社 雄開発 代表取締役 恩納 武雄  
申請地： うるま市勝連平敷屋2653-1の一部  
建築物： 新築、産業廃棄物処理施設  
延べ面積 446.79 m<sup>2</sup>、鉄骨造 地上2階建て

### 許可相当理由

本許可申請は、建築基準法第51条に規定するについて、下記の理由により都市計画上の支障がないと認め、許可相当とする。

#### ( 記

1. 本計画施設は、市街化傾向の無い場所に位置し、周辺に及ぼす影響が少ないと考えられる。
2. 環境影響調査の結果、影響が軽微であると予測される。
3. 本計画は沖縄県産業廃棄物処理計画に沿っている。また、関係機関からの特段の意見はなく、循環型社会実現に向けて取り組む公益性の高い施設である。
4. 廃棄物の搬入経路は、道路幅員が十分とは言えないが、通学路及び既存集落内を通過しないこと、敷地に駐車スペースが十分ある計画である。

# 都市計画図（特定用途制限地域図）で見る敷地の位置

